



目次	ページ
規 則	
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○救急病院の認定 (医療政策課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出 (福祉指導課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	2
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	3
○道路の区域変更 (道 路 課)	3
○道路の供用開始 (")	3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課) (3・4 掲示)	3
○平成27年度製菓衛生師試験の実施 (食品・衛生課)	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施 (2件)	4
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正 (2・27掲示)	5
◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定) の一部改正 (")	6
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	7
◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	10

◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	10
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	12
◎単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	12
◎管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	12
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	14
正 誤	
◎正誤 (平27・2・27付け 規則)	15

規 則

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第13号

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和45年高知県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第5条の表中「第9条第1項第3号において」を「以下」に改める。

第18条の見出し中「減免」を「減免の要件等」に改め、同条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 訓練生が、中卒者等(中学校を卒業した者(これと同等以上の学力があると知事が認めた者を含む。))であって、高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。以下この号において同じ。)に入学し、若しくは編入していないもの又は高等学校等に入学し、若しくは編入して、卒業し、若しくは修了しなかったものをいう。)であるとき。ただし、その保護者等(同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)の収入の状況に照らして、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない場合を除く。

別記第1号様式を次のように改める。

別記
第1号様式 (第6条関係)

入校願書 高知県立 高等技術学校長 様 次のとおり入校したいので、申請します。	年 月 日 写真貼り付け箇所
---	-------------------

志望訓練科	第1志望		※ 受験番号	
	第2志望	無	※ 受付	年 月 日
	第3志望	無		
ふりがな 氏名	㊟	生年月日	年 月 日 (歳)	性別 男・女
現住所	郵便番号		電話番号	
最終学歴	学校名		科	
	年 月 (卒業・卒業見込み・中退) 卒業見込みの証明 上記の者は、卒業見込みであることを証明します。 年 月 日 学校名・校長名 ㊟			
入寮希望の有無	有・無	※ 受付公共職業安定所名	公共職業安定所	
就職歴の有無	有・無	※ 雇用保険受給資格	有 (受給中・手続中・未手続) ・ 無	

- 注 1 黒インク又はボールペンを使用し、文字は楷書で、数字はアラビア数字で、はっきりと記入してください。
 2 写真(白黒でも可)は、最近3月以内に上半身・正面・脱帽で撮影した、大きさ縦3.5センチメートル、横2.5センチメートルのものを裏面に氏名を記入した上、貼り付けてください。
 3 「志望訓練科」の「第2志望」欄及び「第3志望」欄は、第2志望科又は第3志望科がある場合に記入し、ない場合は、無を○で囲んでください。
 4 年齢は、この入校願書を提出する日現在における年齢を記入してください。
 5 最終学歴については、応募資格を満たす学歴(専修学校及び各種学校を除きます。)を記入してください。
 6 卒業見込みのときは、「最終学歴」欄の「卒業見込みの証明」に、在学中の学校(卒業見込みの学校)の校長による証明をもらってください(推薦入試を除きます。)
 7 「性別」欄、「最終学歴」欄、「入寮希望の有無」欄及び「就職歴の有無」欄については、該当するものを○で囲んでください。
 8 ※印欄は、記入しないでください。
 9 不明な点は、高等技術学校にお問い合わせください。

高知県収入証紙貼り付け箇所

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第110号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成27年3月13日

		高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称	所在地	認定年月日 認定の有効期限
森 澤 病 院	安芸市本町二丁目13-32	平27・3・20 平30・3・19
本山町立国保嶺	長岡郡本山町本山	〃 〃 〃 〃
北中央病院	620	〃 〃 〃 〃
内田脳神経外科	高知市塚ノ原37	〃 〃 〃 〃
		〃 〃 〃 〃

高知県告示第111号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。
平成27年3月13日

		高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
小筑紫診療所	宿毛市小筑紫町福良14-10	平26・11・30

高知県告示第112号

介護機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定をした。
平成27年3月13日

		高知県知事 尾崎 正直
指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成27年2月9日	特定非営利活動法人 土佐の太平洋高気圧 安芸市本町三丁目12号	ヒューマンケア・安芸市本町三丁目12番21号

番22号	訪問介護 介護予防訪問介護
------	------------------

高知県告示第113号

国土交通省国土地理院長から平成26年4月高知県告示第263号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成27年1月23日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成27年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町高須字 黒石1495番2から 土佐郡土佐町高須字 黒石1495番1まで	前	15.9 } 18.5	64
	後	17.0 } 30.7	64
土佐郡土佐町高須字 アミカケ場1501番2 から 土佐郡土佐町高須字 アミカケ場1500番2 まで	前	18.0 } 27.1	30
	後	20.1 } 32.7	30
土佐郡土佐町高須字 境谷1503番11から 土佐郡土佐町高須字 境谷1503番2まで	前	15.6 } 16.6	36
		15.8	

	後	} 27.7	36
土佐郡土佐町高須字 黒石1497番2	前	15.9 } 18.9	46
	後	18.9 } 29.3	46

高知県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鍵公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町長澤字フタマ タ60番1から 吾川郡いの町長澤字フタマ タ180番11まで	51	平成27年3月13 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成27年3月4日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月4日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請に係る特定非営利活動法人

申請の あった 年月日	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成27 年2月 25日	特定非 営利活 動法人 脳外傷 友の会 高知青 い空	片岡 保 憲	高知市 神 田 462番 地7	この法人は、脳外傷等 で高次脳機能障害を持 つ者及びその家族に対 して、高次脳機能障害 についての正しい知識 の普及、及び当事者の 社会参加を促進するた めの事業等を行うとと もに、社会への理解を 広めるための活動を行 うことにより、高次脳 機能障害者が安心して 生活できる社会環境作 りに寄与し、もって公 益の増進に寄与するこ とを目的とする。

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成27年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成27年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時
平成27年7月15日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 試験の場所
高知市本町五丁目6-42 高知会館
- 3 試験手数料
9,400円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 4 受験願書の提出期間
平成27年6月8日（月）から同月15日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成27年6月15日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 5 受験願書の提出先
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。た
だし、住所地が高知市である場合は、高知市保健所
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課
- 6 合格者の発表

平成27年7月29日（水）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。

また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他

受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年2月18日 26高都計第574号	(3工区) 吾川郡いの町字坊ヶ崎1700番8ほか	吾川郡いの町1700番地1 いの町長 塩田 始

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第4号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成27年3月13日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 検定の実施日及び開始時間
平成27年6月17日（水）午前9時
- (2) 検定の実施場所
徳島県徳島市山城町東浜傍1番地1
アスティとくしま
- 3 検定の実施予定人員
10人
- 4 受検資格者
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」

という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間

平成27年5月11日（月）から同月15日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

- ア 検定申請書 1通
- イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）
- ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法

検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装

警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品

- ア 受検票
- イ 筆記用具
- ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
- エ 室内用運動靴（体育館内での実技試験に使用する。）
- オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要な。）

9 その他

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

高知県公安委員会告示第5号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成27年3月13日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 1級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 検定の実施日及び開始時間
平成27年6月25日（木）午前9時
- (2) 検定の実施場所
高知市春野町芳原2485番地
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員
30人
- 4 受検資格者
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有

する警備員」という。)で、次のいずれかに該当するもの

(1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、交通誘導警備業務1級検定受検資格認定書(以下「1級検定受検資格認定書」という。)の交付を受けた者

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間

平成27年5月18日(月)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知

県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)

ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚

エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面

1通

(ア) 4の(1)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面

(イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法

検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装

警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品

ア 受検票

イ 筆記用具

ウ 警笛(実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。)

エ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽

オ 雨着(雨天時に使用する。)

カ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)

9 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第11号

高知県選挙事務執行規程(平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

平成27年2月27日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第6条第2項中「別記第9号様式の備考2」を「別記第9号様式の備考3」に改める。

第11条第2項中「冷却器の前面」を「その前面」に改める。

第17条第2項中「そのつど」を「その都度」に改める。

第21条第2項中「4けた以下」を「4桁以下」に改める。

第25条第2項中「そのつど」を「その都度」に改める。

第27条第1項中「選挙のつど」を「選挙の都度」に改める。

第35条第1項中「乗車又は乗船する」を「乗車し、又は乗船する」に改める。

第40条第1項中「明りょう」を「明瞭」に改める。

第47条中「必要と」を「必要があると」に改める。

第48条第2項中「すべての」を「全ての」に改める。

第49条第1号及び第2号中「次の」を削る。

第51条第1項中「この条」を「以下この条」に改める。

第52条中「はく落等」を「剥落等」に改める。

第61条第2項及び第69条第3項中「そのつど」を「その都度」に改める。

別記第5号様式備考4中「すかし等」を「透かし等」に改める。

別記第9号様式(その1)備考2、別記第10号様式(その2)備考1及び別記第12号様式(その1)備考1中「4けた以下」を「4桁以下」に改める。

別記第13号様式備考3中「すかし等」を「透かし等」に改める。

別記第15号様式備考4中「選挙区欄」を「「選挙区」の「名称」欄」に改め、「。ただし、選挙区のうち、「奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村」は、「安芸郡」と記載する」を削る。

別記第20号様式備考中「乗車又は乗船する」を「乗車し、又は乗船する」に改める。

別記第30号様式の1備考3及び別記第32号様式備考2中「すかし等」を「透かし等」に改める。

別記第39号様式(その1)備考4中「すかし等」を「透かし等」に改め、同様式(その2)備考2中「選挙区欄」を「「選挙区」の「名称」欄」に改め、「。ただし、選挙区のうち、「奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村」は、「安芸郡」と記載する」を削り、同様式(その2)備考4中「すかし等」を「透かし等」に改める。

別記第41号様式(その1)備考及び同様式(その2)備考中「選挙区欄」を「「選挙区」の「名称」欄」に改め、「。ただ

し、選挙区のうち、「奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村」は、「安芸郡」と記載する」を削る。

附 則

この告示は、平成27年2月27日から施行する。ただし、別記第15号様式備考4、別記第39号様式（その2）備考2並びに別記第41号様式（その1）備考及び同様式（その2）備考の改正規定は、同年4月3日から施行する。

高知県選挙管理委員会告示第12号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年2月27日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

1 病院の表中

「

近森病院第二分院	高知市北本町一丁目1番7号
----------	---------------

」

を削る。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第3号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、必要な」を「必要な」に改める。

第2条第1項中「次の表」を「次の表（以下この項において「支給日表」という。）」に改め、同項各号中「同表」を「支給日表」に改める。

第3条第2項中「当該職員」を「、当該職員」に改める。

第4条第2項中「調査のうえ」を「調査の上」に改め、同条第3項第3号中「の場合は、前2号によるのほか」を「にあつては、前2号に掲げる者である場合のほか」に、「つくことができない」を「就くことができない」に改め、同条第5項中「第2項から前項までの認定を行うとき、その他必要と」を「前3項の規定により認定を行うときその他必要がある」とに、「証明するに足る」を「証明するに足りる」に改める。

第5条第4項中「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に改める。

第5条の2第1項中「掲げるもののほか、人事委員会が別に定めるもの」を「定めるとおり」に改め、同項の表を次のように改める。

級地	支給地域	
	都道府県	市及び特別区
1級地	東京都	特別区
2級地	大阪府	大阪市
3級地	愛知県	名古屋市
4級地	京都府	京都市
5級地	宮城県	仙台市
6級地	香川県	高松市

備考 この表に定める市及び特別区の名称は、平成27年4月1日において当該名称を有する市及び特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後における当該名称の変更又は当該名称を有する市若しくは特別区の区域の変更によって影響されるものではないものとする。

第6条の2第1項中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第1号中「これらと」を「これらの者と」に、「技術優秀と」を「技術優秀であると」に改め、同項第2号中「技術優秀と」を「技術優秀であると」に改める。

第6条の3第1項中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第1号中「これらと」を「これらの者と」に、「技術優秀と」を「技術優秀であると」に改め、同項第2号中「技術優秀と」を「技術優秀であると」に改める。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（特殊勤務手当の支給等）」を付し、同条第1項中「第13条第2項の表の右欄」を「第13条第2項の表の金額欄」に、「第16条第2項の表の右欄」を「第16条第2項の表の金額欄」に改め、同条第6項を削る。

第8条に見出しとして「（時間外勤務手当等の支給等）」を付する。

第10条第1項ただし書中「が確認できない」を「を確認することができない」に改める。

第14条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条第2項中「については、」を「については、人事委員会が」に改める。

第15条中「この規則」を「この規則の規定」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

付則第9項中「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に改め、付則に次の1項を加える。

（平成30年3月31日までの間における職員の条例第11条の3の規定による地域手当の支給割合に関する特例）

16 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年高知県条例第87号）附則第6項の規定により読み替えられた職員の条例第11条の3の人事委員会規則で定める割合は、100分の15とする。

別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第14条関係）

給与支給調書

年 月 分

所属

ページ

職員番号 氏名	年 月 分	所属	ページ	計 支給人員 人
給料(表・級・号給)				
給料調整額				
教職調整額				
小計				
管理職手当				
初任給調整手当				
扶養手当				
地域手当				
住居手当				
特殊勤務手当				
特種地・へき地				
準特種地・準へき地				
時間外勤務手当	12.5割			
10.0割	15.0割			
13.5割	17.5割			
16.0割	5.0割			
2.5割	時間外勤務代休時間			
休日勤務手当				
夜間勤務手当				
宿日直	15割			
宿日直	5割			
管特手当	15割			
管特手当	平日深夜			
管特手当				
通勤手当				
単身赴任手当				
普指・庶教				
定通・交替				
教員特別・被服				
連絡指導手当				
期末・勤勉手当				
児童手当				
その他				
小計				
支給計				
減額				
短期掛金・健康保険				
介護掛金				
長期掛金・厚生年金				
雇用保険				
課税対象額				
所得税				
住民税				
貸付弁済金				
財形貯蓄				
物資代・差押え				
他控除				
控除計				
差引き支給額				
口座A				
口座B				
口座C				
現金				
その他				

備考 この様式において、「特種地・へき地」は「特種勤務手当・へき地手当」を、「準特種地・準へき地」は「特種勤務手当に準ずる手当・へき地手当に準ずる手当」を、「管特手当」は「管理職員特別勤務手当」を、「普指・庶教」は「農林漁業普及指導手当・産業教育手当」を、「定通・交替」は「定時前通信教育手当・交替勤務手当」を、「教員特別・被服」は「義務教育等教員特別手当・被服代料」を、「連絡指導手当」は「教育業務連絡指導手当」を表す。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第4号**通勤手当に関する規則の一部を改正する規則**

通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「合理的と」を「合理的であると」に改め、同条第3項中「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に改める。

第6条の2第1号中「職員の給与の支給等に関する規則第5条の2第1項の表の左欄に掲げる地域」を「東京都の特別区、大阪府大阪市又は愛知県名古屋市」に、「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に改め、同号の表中「4,100円」を「4,200円」に、「6,500円」を「7,100円」に、「8,900円」を「10,000円」に、「11,300円」を「12,900円」に、「13,700円」を「15,800円」に、「16,100円」を「18,700円」に、「18,500円」を「21,600円」に、「20,900円」を「24,400円」に、「21,800円」を「26,200円」に、「22,700円」を「28,000円」に、「23,600円」を「29,800円」に、「24,500円」を「31,600円」に改め、同条第2号中「前号に規定する地域」を「東京都の特別区、大阪府大阪市及び愛知県名古屋市」に、「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に改める。

第9条第1項中「合理的と」を「合理的であると」に改める。

第10条第1項ただし書中「が確認できない等」を「を確認することができない等」に改め、同条第4項中「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に改める。

第11条第2項後段を次のように改める。

この場合において、通勤手当の額を増額して改定するときは、前項ただし書の規定を準用する。

第12条第2項及び第3項並びに第13条第1項中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第5号**初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則**

初任給調整手当に関する規則（昭和36年高知県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「地域手当が支給される」を「職員の条例第11条の2第1項の人事委員会規則で定める」に改める。

第3条第1号中「及び」を「又は」に、「、学校教育法」を「学校教育法」に、「第6条」を「第6条第1項」に、「人事委員会の」を「人事委員会が」に改める。

第4条中「第9条の職員」を「第9条に規定する職員」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号中「及び」を「又は」に改める。

第5条中「に規定する」を「に掲げる」に、「10年」を「15年」に改める。

第6条の前に見出しとして「（支給期間及び支給額）」を付し、同条第1項中「第4条第3号に規定する」を「第4条第3号に掲げる」に、「10年」を「15年」に、「第4条に規定する」を「同条各号に掲げる」に、「に応じた」を「に応じて」に、「第4条第1号若しくは第2号に規定する」を「第4条第1号若しくは第2号に掲げる」に、「人事委員会の」を「人事委員会が」に、「同表」を「同表の規定」に改め、同条第2項中「別表」を「別表の規定」に改め、同条第3項中「各任命権者」を「任命権者」に改める。

第7条中「第3条又は第4条に規定する」を「第3条各号又は第4条各号に掲げる」に、「第4条第3号に規定する」を「第4条第3号に掲げる」に、「10年」を「15年」に改める。

第9条中「第3条に規定する」を「第3条各号に掲げる」に、「第3条第1号又は第2号」を「第3条各号」に、「人事委員会の」を「人事委員会が別に」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
	円	円	円	円	円
1年未満	412,200	366,700	307,000	67,100	50,000
1年以上2年未満	412,200	366,700	307,000	67,100	50,000
2年以上3年未満	412,200	366,700	307,000	67,100	50,000
3年以上4年未満	412,200	366,700	307,000	67,100	46,000
4年以上5年未満	412,200	366,700	307,000	67,100	42,000
5年以上6年未満	412,200	366,700	307,000	67,100	38,000
6年以上7年未満	412,200	366,700	307,000	64,700	34,000
7年以上8年未満	412,200	366,700	307,000	62,300	30,000
8年以上9年未満	412,200	366,700	307,000	59,900	26,000
9年以上10年未満	412,200	366,700	307,000	57,500	22,000
10年以上11年未満	412,200	366,700	307,000	55,000	18,000
11年以上12年未満	412,200	366,700	307,000	52,600	14,000
12年以上13年未満	412,200	366,700	307,000	50,200	10,000
13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000	47,800	6,000
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000	45,800	3,000
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000	44,000	
16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700	42,200	
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400	40,500	
18年以上19年未満	399,000	354,700	297,100	38,800	

19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800	37,000	
20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500	35,300	
21年以上22年未満	370,800	329,800	276,700	34,200	
22年以上23年未満	351,000	312,600	262,700	33,100	
23年以上24年未満	331,700	295,900	249,200	31,500	
24年以上25年未満	312,300	279,000	235,300	30,400	
25年以上26年未満	292,800	262,100	221,600	29,200	
26年以上27年未満	270,100	241,300	204,000	28,100	
27年以上28年未満	247,900	220,900	186,900	27,000	
28年以上29年未満	225,500	200,500	169,600	25,700	
29年以上30年未満	202,700	179,700	152,000	24,900	
30年以上31年未満	177,900	157,800	134,000	23,900	
31年以上32年未満	153,000	135,900	115,700	22,600	
32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800	20,900	
33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800	19,100	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	16,900	

- 備考 1 この表において「期間の区分」欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号に掲げる職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項に規定する職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項に規定する職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項に規定する職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号に掲げる職を占める職員を、「2種」とは同項第2号に掲げる職を占める職員を、「3種」とは同項第3号に掲げる職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第6号**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の88.5以上100分の150以下」を「100分の82.5以上100分の140以下」に、「100分の113.5以上100分の190以下」を「100分の107.5以上100分の180以下」に改め、同項第2号中「100分の81以上100分の88.5未満」を「100分の75.5以上100分の82.5未満」に、「100分の103.5以上100分の113.5未満」を「100分の98以上100分の107.5未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の73.5」を「100分の68.5」に、「100分の93.5」を「100分の88.5」に改める。

第13条の2第1項中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第7号**単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則**

単身赴任手当に関する規則（平成2年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「人事委員会の」を「人事委員会が」に改め、同条第5号中「同居できない」を「同居することができない」に、「前各号に類する事情」を「事情であって、前各号に掲げる事情に類するもの」に改める。

第3条第1号中「人事委員会の」を「人事委員会が別に」に改め、同条第2号中「人事委員会の」を「人事委員会が別に」に、「前号」を「前号に規定する状況」に改める。

第4条第1項中「合理的と」を「合理的であると」に、「人事委員会の」を「人事委員会が別に」に改め、同条第3項中「に同じ、」を「に同じ、それぞれ」に改め、同項第3号中「7,500

円」を「7,750円」に改め、同項第4号中「9,000円」を「9,500円」に改め、同項第5号中「10,500円」を「11,250円」に改め、同項第6号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第7号中「18,000円」を「2万円」に改め、同項第8号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第9号中「3万円」を「33,000円」に改め、同項第10号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第11号中「4万円」を「43,000円」に改め、同項第12号を次のように改める。

(12) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 48,000円

第4条第3項に次の2号を加える。

(13) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(14) 2,500キロメートル以上 58,000円

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる事由の発生（第7号の規定により読み替える場合を含み、以下この項において「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第2条の規定により退職した日（同条例第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。別記第1号様式において「再任用」という。）をされたこと。

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高知県条例第1号）第2条第1項の規定による派遣又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと。

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用をされたこと。

エ 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）第1条の2第1号の規定による休職から復職したこと。

第5条第2項第3号から第6号までの規定中「人事委員会の」を「人事委員会が」に改め、同項第7号中「であった者から」を「であった者から人事交流等により」に、「復帰等」を「事由発

生」に改め、同項第8号中「人事委員会の」を「人事委員会が」に改める。

第6条中「単身赴任手当は」を「、単身赴任手当は」に改める。

第9条第2項後段を次のように改める。

この場合において、単身赴任手当の月額を増額して改定するときは、前項ただし書の規定を準用する。

第10条第2項中「必要と」を「必要があると」に改める。

第11条中「人事委員会が」を「人事委員会が別に」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の条項第2項の規定による単身赴任手当の月額に関する特例）

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年高知県条例第87号）附則第6項の規定により読み替えられた単身赴任手当の条項第2項の人事委員会規則で定める額は、26,000円とする。

別記第1号様式（1号紙）裏面中「国家公務員等」を「国家公務員等であった者」に、「となった者」を「となった者、再任用をされた者」に、「適用」を「適用」、「再任用」に改める。

別記第2号様式中「（ ）書で」を「括弧書きで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（住居手当に関する規則の一部改正）

2 住居手当に関する規則（昭和49年高知県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「に該当する職員で、同項第3号」を「の規定に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）で、同規則第5条第2項第3号」に改める。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第8号**管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則**

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年高知県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条の2第1項（）」を「第19条の2第1項（これ

らの規定を」に、「適用される」を「適用する」に、「含む。）の」を「含む。）に規定する」に改め、同条第1号中「職員」を「職員（以下「管理監督職員」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員の条例第19条の2第2項、公立学校職員の条例第20条の2第2項又は警察職員の条例第19条の2第2項の規定により管理職員特別勤務手当を支給する特定管理職員は、管理監督職員に限るものとする。

第3条第1項中「第19条の2第2項」を「第19条の2第3項第1号」に、「第20条の2第2項」を「第20条の2第3項第1号」に、「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改め、同項第1号中「前条第1号に掲げる職員」を「管理監督職員」に、「当該職員」を「当該管理監督職員」に改め、同号ア中「10,000円」を「1万円」に改め、同項第2号中「前条第2号」を「前条第1項第2号」に改め、同号ア中「10,000円」を「1万円」に改め、同項第3号中「前条第3号」を「前条第1項第3号」に改め、同号ア中「10,000円」を「1万円」に改め、同条第2項中「第19条の2第2項ただし書」を「第19条の2第3項第1号」に、「第20条の2第2項ただし書」を「第20条の2第3項第1号」に改め、同条に次の2項を加える。

3 職員の条例第19条の2第3項第2号、公立学校職員の条例第20条の2第3項第2号及び警察職員の条例第19条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る支給規則第5条第1項の表に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 1種 5,000円
- (2) 2種 4,500円
- (3) 3種 4,000円
- (4) 4種 3,000円
- (5) 5種 2,000円

4 職員の条例第19条の2第1項、公立学校職員の条例第20条の2第1項又は警察職員の条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続き職員条例第19条の2第2項、公立学校職員の条例第20条の2第2項又は警察職員の条例第19条の2第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き続き勤務に係る職員の条例第19条の2第2項、公立学校職員の条例第20条の2第2項又は警察職員の条例第19条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第4条の見出しを「（管理職員特別勤務実績簿）」に改める。別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

管理職員特別勤務実績簿

所属	職	氏名	管理職手当の区分				確認者印	勤務者印
			勤務する必要がある理由	実働時間	休憩等の時間	週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った理由（第1項の勤務の場合）		
□第1項の勤務（週休日等） □第2項の勤務（週休日等以外の日）	勤務の開始時刻及び終了時刻	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	時間	分	時間	分		
□第1項の勤務（週休日等） □第2項の勤務（週休日等以外の日）	勤務の内容	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	時間	分	時間	分		
□第1項の勤務（週休日等） □第2項の勤務（週休日等以外の日）	勤務の内容	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	時間	分	時間	分		

備考 1 「第1項の勤務」とは職員条例第19条の2第1項、公立学校職員の条例第20条の2第1項又は警察職員の条例第19条の2第1項の勤務を、「第2項の勤務」とは職員条例第19条の2第2項、公立学校職員の条例第20条の2第2項又は警察職員の条例第19条の2第2項の勤務をいう。

2 「週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更」とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第6条、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第6条又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第6条の規定に基づき週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更をいう。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成27年3月23日から施行する。

平成27年3月13日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第2の5級の項中

「組織窃盗対策官」

を

「組織窃盗対策官

機動捜査隊長 」

に改め、同表の6級の項中

「地域安全対策推進室長」

を

「地域安全対策推進室長

人身安全対処室長 」

に改め、同表の7級の項中「人身安全対処室長」及び「機動捜査隊長」を削る。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平27・2・27	9717	◎規則	1	中 (1)	<u>次条第1項</u> において	次条において
				中 (8)	<u>同項</u> において	同条において